

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年3月24日(2016.3.24)

【公開番号】特開2015-206055(P2015-206055A)

【公開日】平成27年11月19日(2015.11.19)

【年通号数】公開・登録公報2015-072

【出願番号】特願2015-144893(P2015-144893)

【国際特許分類】

C 08 G	63/183	(2006.01)
A 23 L	2/02	(2006.01)
A 23 L	2/00	(2006.01)
C 08 J	11/28	(2006.01)
C 08 J	11/24	(2006.01)
C 08 J	11/06	(2006.01)
C 08 J	11/16	(2006.01)
B 65 D	1/02	(2006.01)

【F I】

C 08 G	63/183	
A 23 L	2/02	A
A 23 L	2/00	A
C 08 J	11/28	
C 08 J	11/24	
C 08 J	11/06	
C 08 J	11/16	
B 65 D	1/02	1 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月5日(2016.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バイオベースポリエチレンテレフタレート(PET)製品を製造する方法であって、(a)サトウキビからモノエチレングリコール(「M E G」)を形成するステップであって、(i)前記サトウキビを糖蜜及び砂糖に精製し、(ii)該糖蜜を発酵させてエタノール及び二酸化炭素を生成し、(iii)可食性製品に使用するために、前記二酸化炭素を捕捉し、(iv)前記エタノールをエチレンに精製し、(v)前記エチレンをM E Gに精製することにより、M E Gを形成するステップと、

(b)前記M E GをバイオベースPETに加工するステップと、

(c)前記バイオベースPETを重合してバイオベースPET樹脂を形成するステップと、

(d)前記バイオベースPET樹脂を加工して、PETプリフォーム及びPETパッケージングから選択されるバイオベースPET製品を提供するステップと、を含む、方法。

【請求項2】

前記PETパッケージングが、食品又は飲料の容器である、請求項1に記載の方法。

【請求項 3】

前記加工ステップ(b)が、M E GとT Aを溶融重合してバイオベースP E Tを形成するステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 4】

前記ステップ(a)が、(v i)前記エチレンを少なくとも1つのポリエチレンに精製するステップを更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 5】

前記少なくとも1つのポリエチレンを加工して密封具、ラベル、又はP E T二次パッケージングを形成するステップを更に含む、請求項4に記載の方法。

【請求項 6】

前記少なくとも1つのポリエチレンが、低密度ポリエチレン(「L D P E」)、高密度ポリエチレン(「H D P E」)、直鎖状低密度ポリエチレン(「L L D P E」)、超高分子量ポリエチレン(「U H M W P E」)及びこれらの組合せから選択される、請求項4に記載の方法。

【請求項 7】

前記加工ステップ(b)が、M E GとT Aを溶融重合してバイオベースP E Tを形成するステップを含み、

前記重合ステップ(c)が、前記バイオベースP E Tを固相重合してP E T樹脂を形成するステップを含み、

前記加工ステップ(d)が、前記バイオベースP E T樹脂をバイオベースP E T製品に成形するステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

前記食品又は飲料の容器が、熱成形、押出成形、圧縮成形、射出成形、及び押出プロー成形から選択される方法により、前記バイオベースP E T樹脂の加工から製造される、請求項2に記載の方法。

【請求項 9】

前記食品又は飲料の容器が、バイオベースP E Tびんである、請求項2に記載の方法。

【請求項 10】

前記加工ステップ(d)が、熱成形、押出成形、圧縮成形、射出成形、及び押出プロー成形から選択される方法を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 11】

前記少なくとも1つのポリエチレンが加工されてP E T二次パッケージングを形成し、該P E T二次パッケージングがバイオベースP E Tパッケージング用である、請求項4に記載の方法。

【請求項 12】

前記(i i i)における可食性製品が、食品、飲料又は医薬製品から選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項 13】

前記可食性製品が飲料である、請求項12に記載の方法。

【請求項 14】

可食性製品に使用するために、前記(i)における砂糖を捕捉するステップを更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 15】

前記可食性製品が、食品、飲料又は医薬製品から選択される、請求項14に記載の方法。

。

【請求項 16】

前記可食性製品が飲料である、請求項15に記載の方法。